

いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、いの町本川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象になっている水産動物(あゆ、こい、あまごに限る。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、ぎじ釣り又はえさ釣りによって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域(第4条第2項の表に規定する区域に限る。)内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り(フライ及び毛ばり釣りを含む。) えさ釣り

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域及び白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	7月1日午前5時から 12月31日午後5時まで
こい	徒手採捕 えさ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域、白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域及び桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第511号に係る漁場の区域	1月1日から 12月31日まで
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		3月1日から 9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ただし、桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域内においては、1日につき10尾を超えて採捕してはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	1月1日から 12月31日まで
		白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	2月16日から 11月30日まで
	ぎじ釣り	中野川川の本川と桑瀬川との合流点から上流の区域(ぎじ釣りの専用区とする)	

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	2,000円	5,000円
こい	徒手採捕 えさ釣り		
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下のもの 身体障害者で組合が特に承認したもの 75歳以上のもの 試験研究目的で組合が特に承認したもの	無料 (ただし、特別遊漁料は除く。)

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	区域	特別遊漁料(1日)	特別遊漁料(1年)
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2 えん堤から桑瀬第 1えん堤までの区 域	2,000円	設定なし
		白猪谷川の白猪谷 川橋上流端から上 流の区域	3,500円	設定なし
	ぎじ釣り	中野川川と同川と 桑瀬川との合流点 から上流の区域	4,000円。ただし、2日 以上連続して遊漁を 行う場合の2日目以 降にあっては3,000 円とする。	12,000円

4 第1項又は前項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。
(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携行しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する衣服を着用するものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。